別記様式第2の6

別記様式第１別紙３（１）又は別紙４（２）①の施設等の番号	

農地法第4条第1項の特例措置

（地球温暖化対策の推進に関する法律第22条の2第4項第4号）関係

<table>
<tr><td rowspan="2">1 農地を転用する者の氏名及び住所</td><td>氏　　名</td><td colspan="4">住　　所</td></tr>
<tr><td></td><td colspan="4"></td></tr>
<tr><td>2 施設の種類</td><td colspan="5"></td></tr>
<tr><td rowspan="5">3 土地の所在等</td><td>土地の所在</td><td colspan="2">地番</td><td colspan="2">耕作者の氏名</td></tr>
<tr><td></td><td colspan="2"></td><td colspan="2"></td></tr>
<tr><td></td><td colspan="2"></td><td colspan="2"></td></tr>
<tr><td colspan="5">計　　筆　　㎡（田　　㎡、畑　　㎡）</td></tr>
<tr><td rowspan="8">4 転用の時期</td><td rowspan="2">工事計画</td><td colspan="5">着工　　年　　月　　日から　　年　　月　　日まで</td></tr>
<tr><td>施設の種類</td><td>棟数</td><td>建築面積</td><td colspan="2">所要面積</td></tr>
<tr><td>土地造成</td><td></td><td></td><td></td><td colspan="2">㎡</td></tr>
<tr><td>建築物</td><td></td><td></td><td>㎡</td><td colspan="2"></td></tr>
<tr><td>小計</td><td></td><td></td><td></td><td colspan="2"></td></tr>
<tr><td>工作物</td><td></td><td></td><td></td><td colspan="2"></td></tr>
<tr><td>小計</td><td></td><td></td><td></td><td colspan="2"></td></tr>
<tr><td>計</td><td></td><td></td><td></td><td colspan="2"></td></tr>
<tr><td>5 転用することによって生ずる付近の農地、作物等の被害の防除施設の概要</td><td colspan="5"></td></tr>
</table>

（注）1　農地を転用する者ごとに作成し、欄を繰り返し設けて記載すること。
2　記載に当たっては、他の記載事項及び添付書類と整合性を図ること。
3　農地を転用する者又は耕作者が法人の場合にあっては、「氏名」欄には名称及び代表者の氏名を、「住所」欄には主たる事務所の所在地を記載すること。

（添付書類）

以下の書類を添付すること。

（1）農地を転用する者が法人の場合にあっては、定款若しくは寄附行為の写し（別紙の添付書類と同じ場合には、省略できる。）又は法人の登記事項証明書

（2）土地の位置を示す地図（整備をしようとする地域脱炭素化促進施設等の位置を明らかにした図面と同じ場合には、省略できる。）及び当該土地の登記事項証明書（全部事項証明書に限る。）

（3）土地に設置しようとする建物その他の施設及びこれらの施設を利用するために必要な道路、用排水施設その他の施設の位置を明らかにした図面

（4）地域脱炭素化促進施設等の整備をするために必要な資力及び信用があることを証する書面（別表1及び別表2並びにそれらの添付書類と整合を図ること。それらの添付書類と同じ場合には、省略できる。）

（5）農地を転用する行為の妨げとなる権利を有する者がある場合にあっては、その同意があったことを証する書面

（6）農地が土地改良区の地区内にある場合にあっては、当該土地改良区の意見書（意見を求めた日から30日を経過してもなおその意見を得られない場合にあっては、その事由を記載した書面）

（7）その他参考となるべき書類